資料７

電子入札利用者の登録はお済みですか

電子入札とは

物品の一般競争入札（※）において、事務所のパソコンからインターネット回線を利用して行う入札です。紙による入札に比べ、入札参加機会の拡大や入札手続きの簡素化を進めることが可能です。**電子入札の利用者登録がお済みでない方は登録をお願いします。**

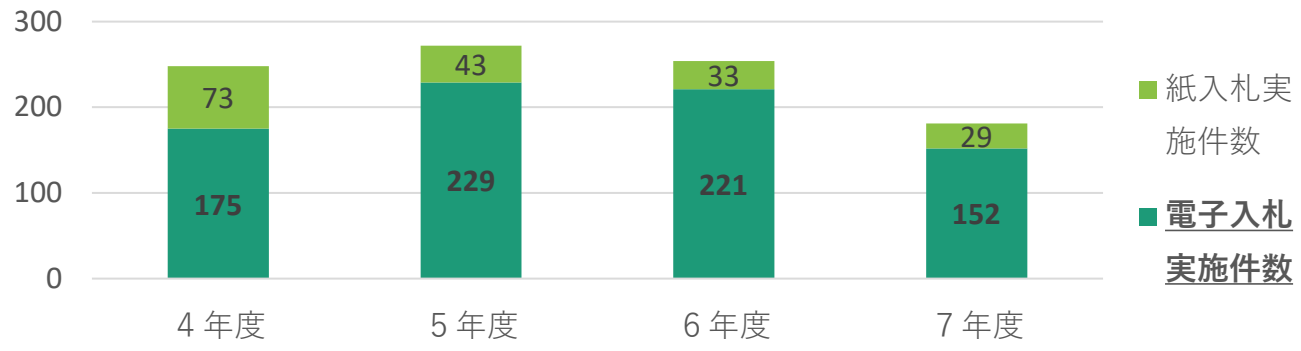
利用者登録にはICカードとカードリーダの購入が必要です。

※県で３００万円超の物品又は４００万円超の印刷物を調達する際（4,000万円以上のWTO案件を除く）の条件付き一般競争入札において電子入札を実施しています

電子入札利用登録のメリット

紙入札（電子利用未登録）	電子入札（電子利用登録済み）
○入札書の作成と開札場所への持参又は郵送 ⇒開札場所への移動時間や入札書の投函が必要、入札書の記載誤りによる無効な入札書の可能性がある ○入札方式が電子入札である場合、電子入札案件への参加が不可	○パソコンにより電子入札システムにログインし入札額を入力 ⇒平日の9時～17時までの間に入札額を入力、事業者名の入力や社判の押印は不要、入力誤りによる無効な入札書の可能性が低い ○令和５年度以降、８割以上を電子入札で実施しており、入札参加機会が拡大

県における電子入札・紙入札の発注状況



令和５年度以降、８割以上を電子入札で実施しています

電子入札の利用登録をしていないと電子入札案件には参加できません

電子入札利用者登録の手続き・問合先は裏面をご覧ください

電子入札利用者登録の手続き

ＩＣカード・カードリーダーの購入

県の電子入札システムに対応している民間認証局からICカードとカードリーダーを購入（※1）

ＩＣカードを利用するための設定

ICカードを購入した民間認証局のマニュアルに基づきソフトのダウンロード等による利用設定

福島県電子入札システムで利用者登録

福島県電子入札システムにより利用者の登録。登録方法は登録マニュアルを参照（※2）

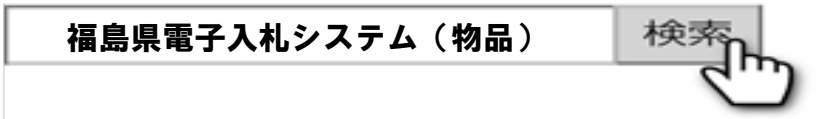
電子入札への参加

入札用度課のホームページで入札案件を確認し、電子入札システムで入札に参加。入札方法はマニュアル1、マニュアル2を参照

※1　購入の際、電子入札に利用するパソコンの性能がICカードの利用に必要な性能を備えていることを民間認証局のホームページで確認

※2　利用者登録前に福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されていることが必要です。

※　電子入札システム（物品）の全般については県入札用度課のホームページをご覧ください
「各種マニュアル」、「よくある質問と回答」もこちらから



ＩＣカードとカードリーダーの購入価格

ＩＣカードとカードリーダーの購入価格は民間認証局により異なります。ＩＣカードの利用期間が１年間の場合、概ね1万円前後です。利用期間が長くなるほど購入価格は高くなります。また、カードリーダーは利用期間にかかわらず約1万円前後です。利用できるサービス（電子入札だけでなく電子納税等も可能など）も異なります。民間認証局のホームページで内容を確認の上、ご購入ください。

問合内容	問合先	電話番号
電子入札システムの運用	福島県入札用度課	０２４－５２１－７４１３ 平日：８：３０～１７：１５
パソコンの設定・電子入札システムの操作	日立システムズ 電子入札ヘルプデスク	０５７０－０２１－７７７ 平日：９：００～１２：００ １３：００～１７：００
ＩＣカードの購入・設定	購入予定又は購入先のコアシステム対応認証局	

電子入札システム関係のよくある質問と回答（県入札用度課作成）も参考にしてください